

交 対 協 第 24 号 の 2
令 和 7 年 9 月 16 日

静岡県交通安全対策協議会
各実施機関・団体の長

静岡県交通安全対策協議会会長
静岡県知事 鈴木 康 友

ヘルメットの着用など自転車の安全利用に係る取組の促進について

日頃から、県の交通安全施策への御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、令和5年4月施行の改正道路交通法により、全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されてから2年が経過しました。

この間、静岡県交通安全対策協議会では、ヘルメットの着用促進に取り組んできたところですが、令和7年6月に警察庁が全国で実施したヘルメット着用率調査の結果、本県の着用率は9.9%と前年より3.2ポイント低下して全国的にも下位となりました。

このような着用率の状態である中、令和8年4月からは、自転車の交通違反に対する交通反則通告制度の適用も予定されているため、自転車利用者には交通ルールを守り、自分や他人の安全に配慮することがこれまで以上に求められます。

つきましては、県が作成した自転車乗車用ヘルメット着用促進の広報啓発チラシを添付しますので、各季の交通安全運動などの機会を捉え、自転車利用時のヘルメットの着用や交通ルールの遵守について、改めて関係機関・団体員などに強く呼び掛けてくださるようお願いいたします。

↓ 自転車の交通安全啓発の各種チラシ等を掲載していますので御活用ください。

○ しずおか交通安全心ネット（県ホームページ）

<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/bosaikotsh/kotsuanzennet/index.html>

↓ 自転車利用のルールや、自転車事故の原因となる違反・罰則等を掲載しています。

○ Shizuoka ebooks（電子書籍：shizuoka-ebooks.jp）

令和7年度 中学生・高校生のための副読本 自転車セーフティ&マナー

https://www.shizuoka-ebooks.jp/?post_type=bookinfo&p=13360

担 当：静岡県くらし・環境部県民生活局
くらし交通安全課交通安全班 濱村
電 話：054-221-2549
F A X：054-221-5516
E-mail：kurashi-kotsu@pref.shizuoka.lg.jp

乗車用ヘルメットをかぶろう

- ◎ 令和5年4月から、自転車利用時の乗車用ヘルメットの着用が努力義務になりました。
- ◎ 自転車事故で亡くなった方の約6割が、頭部に致命傷を負っています。
(平成27年～令和6年までの間 静岡県内)
- ◎ ヘルメットで、大切な命を守りましょう。



めざせ!

交通事故ゼロのまち

静岡県交通安全対策協議会・(一社)静岡県自動車会議所



交通安全トウの巻

～安全をつなげて広げて事故ゼロへ～

発行 静岡県 暮らし交通安全課
(電話 054-221-2104)



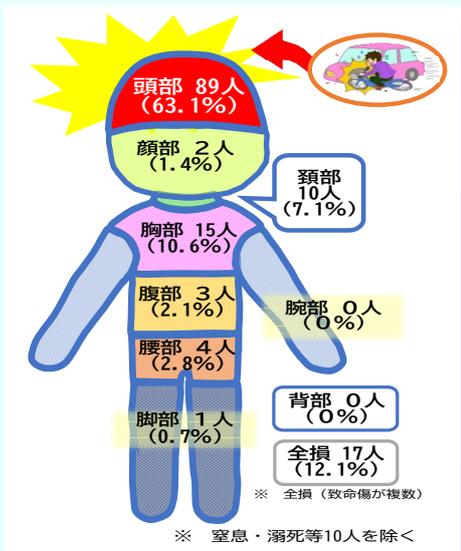
～大切な命を守るために～



自転車を運転する時は、**ヘルメット**をかぶり、頭部を保護しましょう！

(※自転車の運転者等の遵守事項 道路交通法 第63条の11)

自転車は便利な乗り物ですが、令和6年1年間で**14人**の方が自転車運転中に命を失っています。



自転車事故死者の人身損傷部位
(過去10年・平成27年～令和6年・静岡県内)

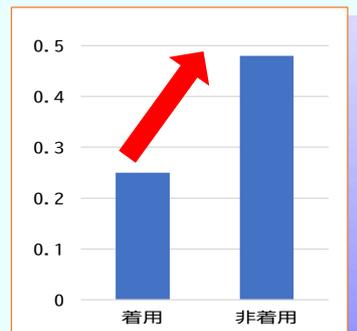
H27～R6	着用	非着用
死者(人)	13	138
死傷者(人)	5,190	29,017
致死率(%)	0.25	0.48

※ 不明を除く

【出典:警察本部】

自転車事故死者数の致命傷は
頭部が約6割！

ヘルメットをかぶっていないと致死率
が約2倍！



自転車乗用中ヘルメット着用状況別の致死率
(過去10年・平成27年～令和6年・静岡県内)



交通事故は、他人事ではありません。

ヘルメット着用のほか、信号機や一時停止標識等の交通ルールは必ず守り、安全運転をこころがけましょう。